

災害対策基本法に基づく災害に備えた 名簿づくりに取り組みます 関地域福祉課☎内線2662

「広報みたか」前号に引き続き、災害時の避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)の名簿作成の概要をお知らせします。

7月に予定している市から対象者への避難行動要支援者情報提供同意書の発送に先立ち、市の定める対象者の要件や同意書の送付時期などを紹介します。

◆災害に備えた名簿づくり

昨年度の災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の名簿作成が各自自治体に義務付けられました。

市では、この法律に基づき、次の避難行動要支援者の要件に該当する方の名簿を作成します。要件の①～⑤に該当する方は、市の住民情報に基づき自動的に名簿に登録します。要件の⑥または⑦に該当する方で名簿への登録を希望する方は、市までお申し出ください。

◇市が定める対象者の要件

- ① 75歳以上で一人暮らしの方、または75歳以上のみの世帯の方
- ② 介護保険の要介護1または2で、一人暮らしまたは同居の家族が65歳以上の方
- ③ 介護保険の要介護3～5の方
- ④ 身体障害者手帳、愛の手帳または精

神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

- ⑤ ③④の方と同じ世帯の75歳以上で、ほかに74歳以下の健康な家族が同居していない方
- ⑥ 難病で避難に支援が必要な方
- ⑦ 75歳以上で日中独居の方など、避難に支援が必要と思われる方

※⑥⑦の方は、市に名簿登録の申し込みに必要です。

◆関係機関との名簿情報の共有

名簿に登録された方の情報は、本人の同意が得られた場合は、災害時の円滑な避難支援のため、平常時から関係機関と共有します。また、個人情報提供の際には、生命保護のため名簿情報に関係機関に提供する場合もあります。なお、提供する情報は関係機関ごとに異なります。

◇関係機関(避難支援等関係者)

- ① 三鷹消防署
- ② 三鷹警察署
- ③ 民生・児童委員
- ④ 三鷹市社会福祉協議会
- ⑤ 三鷹市消防団
- ⑥ 自主防災組織

郵送時期	地域	返送期限
1 7月第2週頃	中原野崎大	8月8日(金)
2 7月第3週頃	下連雀	8月15日(金)
3 7月第4週頃	上連雀井口深大寺	8月22日(金)
4 7月第5週頃	牟礼井の頭新川	8月29日(金)

⑦町会・自治会・マンション管理組合
◆登録対象者へ情報提供同意書を7月に郵送します

名簿登録の対象者には、関係機関への情報提供に同意・不同意の確認をするための通知(情報提供同意書)を市から郵送します。

市内の各地域へ、左表のとおり7月に順次郵送します。お手元に通知が届いたら、同意・不同意の意向と、必要事項(※)を記入し、期限までに市へ返送してください。

※必要事項(名簿に記載する項目)

氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、対象となる要件、特記事項、緊急時の連絡先(氏名、続柄、住所、電話番号)、地域支援者(氏名、住所、電話番号)

◆第1回ワークショップ(2月11日) —まち歩き

全体のオリエンテーションと、北野地域のまち歩きを実施しました。

まち歩きは、北野遊び場広場から北野ハピネスセンターまで歩き、ジャンクションの規模や周辺の風景、特性を確認し、参加者同士の情報の共有化を図りました。



◆第2回ワークショップ(2月16日) —ジャンクション蓋かけ上部空間などの利用について

◇テーマ「緑と農の創生」

蓋かけ上部空間などの緑と農や、地域のコミュニティなどについて話し合いました。「ジャンクションの名称を三鷹ジャンクションにしたい」「今ある緑を生かしたい」「体験農園の創生」といった意見に加え、「自然エネルギーの利用」などの意見が出されました。



◇テーマ「施設の整備」

蓋かけ上部空間などの、施設の整備や環境などについて話し合いました。「サイクリングロード・ジョギングコースをつくる」「子育て教育施設の設置」「太陽光パネルの活用」といった意見や、「駐車場および駐輪場の確保」などの交通面での意見が出されました。

◆第3回ワークショップ(3月9日) —ジャンクション周辺のまちづくりについて

◇テーマ「ジャンクション周辺の特性・資源」

北野の特性や資源について話し合いました。「仙川や雑木林などの自然資源の保存」「町会などの地域コミュニティ環境の維持」といった意見が出されました。

◇テーマ「将来のジャンクション周辺地域のまちづくり」

周辺のまちづくりについて、北野の緑や農地やまち並みについて話し合いました。「将来のための安全・安心な道づくりや建物用途の規制」「野菜の直売所や地区公会堂などの設置」などの意見が出されました。

※これらの意見によって、施設の配置などを決定するものではありません。みなさんからのご意見は、市が策定する北野の里(仮称)まちづくり方針に反映します。

北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップ
—各回の内容・意見を紹介します—



新施設は、災害時には平常時の元気創造拠点から機能転換し、災害対策拠点となります。前号では災害時における新施設全体の機能を紹介しましたが、今号は災害時に一時避難場所となる防災公園を紹介します。

関都市再生推進本部事務局☎内線 2054



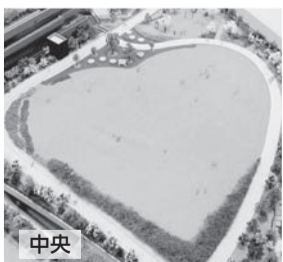
※スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツセンターを整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。

事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

オープンスペースを活用した一時避難場所

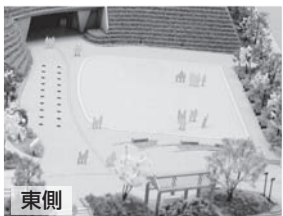
防災公園には、西側に約900㎡、中央に約3,300㎡、東側に約1,400㎡の広場があり、災害時にはこれらのオープンスペースが一時避難場所として機能します。一時避難者数は、約7,500人を想定しています。



中央



西側



東側

防災関連設備の設置

東側広場には、一時避難場所としての機能に加え、さまざまな防災関連設備を設置します。

- ①マンホールトイレ…ふたを開けて便座を設置し、周囲をテントで覆い、臨時の仮設トイレとして使用できるマンホール20基を設置します。
- ②防災パーゴラ…日陰棚の天井部(ルーバー状)を閉め、周囲をテントで覆うことで雨風をしのげる場所になり、さまざまな災害活動での活用が想定されます。
- ③かまどベンチ…座板と背もたれを外し、足元に設置してある五徳をつけることで、かまどとしても使用できるベンチです。電気・ガスが使えない状態でも炊き出しができます。

災害時イメージ



防火樹林帯の配置

周囲に火災が発生した際、防災公園への延焼を防ぐために、防災公園の周囲を防火樹林帯(※)で囲みます。

※森林や家屋などの周囲に、火災の延焼を防ぐために設ける樹林帯。

二次被害の防止、避難時のバリアフリーとなる無電柱化

新施設周辺道路の電線類を地中に埋設する無電柱化により、電柱の倒壊による二次被害を防止するとともに、防災公園へのスムーズな一時避難を可能とします。

※新施設の施設名称はすべて仮称です。